

## 静岡県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年静岡県告示第194号の島田都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 施行者の名称

島田市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

島田都市計画道路事業 3・4・39号 横井中央線及び3・4・24号 扇町祇園線

### 3 事業施行期間

平成21年10月20日から平成31年3月31日まで

### 4 事業地の所在

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

なし